

東京府

学校
読本

小学生徒心得

K110.1

18

學校
讀本
小學生
徒心得

K110,1
18

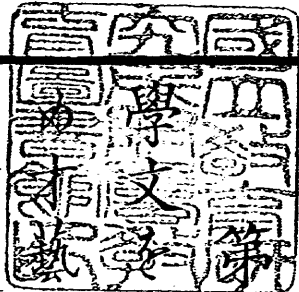
明治十一年七月改刻
明治十一年十月十五日御届

翻刻

學校
讀本
小學生徒心得

東京府

小學生徒心得



第一條

爲すに他あり智を開き身を脩
を長し人より頼らずして自營の
道を立つるよりありされば生徒たるも
のに第一身の行を正しく常に學業を
勉勵し將來の幸福を受る様心懸くる
こと肝要あり

第二條

常々舉止言語を慎み一意に教師の指揮に従ひて教を受くべし苟且も粗暴の振舞をなし他生の嘲笑をうけざる様心かくべし



第三條

教師の我に學術を授くる恩人なり常に敬禮の意を失ふべからず

第四條

朝のかならざる早く起き先衣服を著替へ顔と手を洗ひ口を嗽き髪を櫛り而して後尊長に一禮をおいて其安否を伺ふべし

第五條

毎朝食事終れば學校より出る用意を爲し教場にて用ゐるべき書物石盤等を取り落さばる様を致すべし

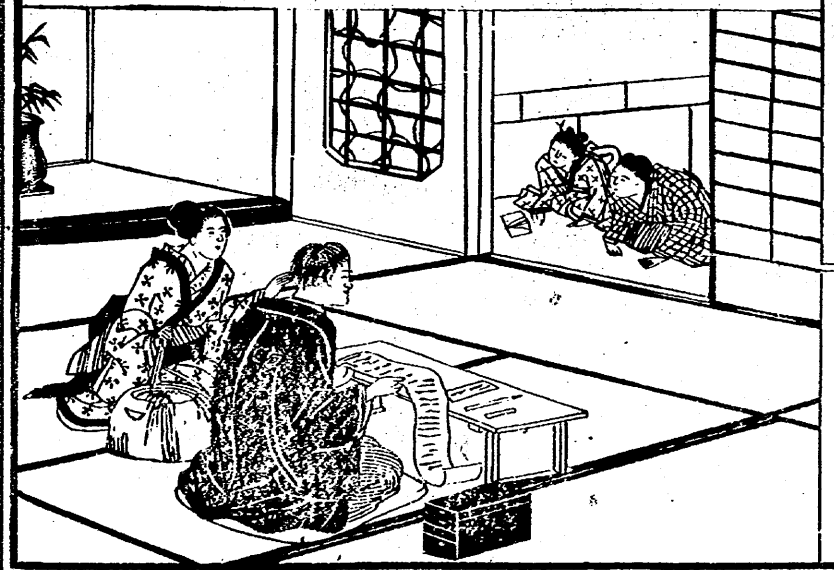
第六條

學校より登るべき刻限ハ課業の始る刻限の十分前たるべし

第七條

學校より至れば先扣所より入り行厨を我坐席より置き教師の差圖を待ちて教場に入るべし決して高聲遊戯など爲さべからず

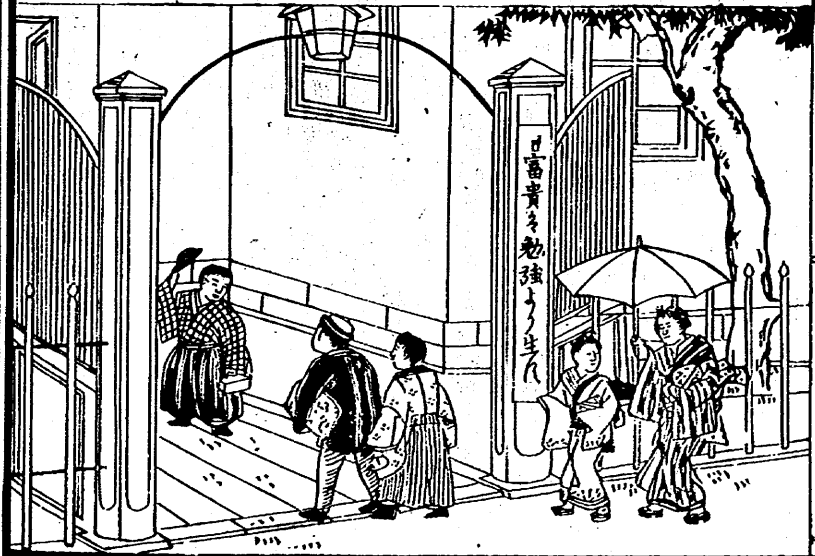
第八條



教場より入りて席に
就くときハ教師ハ
敬禮を行ふべし

第九條

若事故ありて出校
の刻限より後れたる
ときは其由を教師
に告げて差圖を受



くべし

第十條

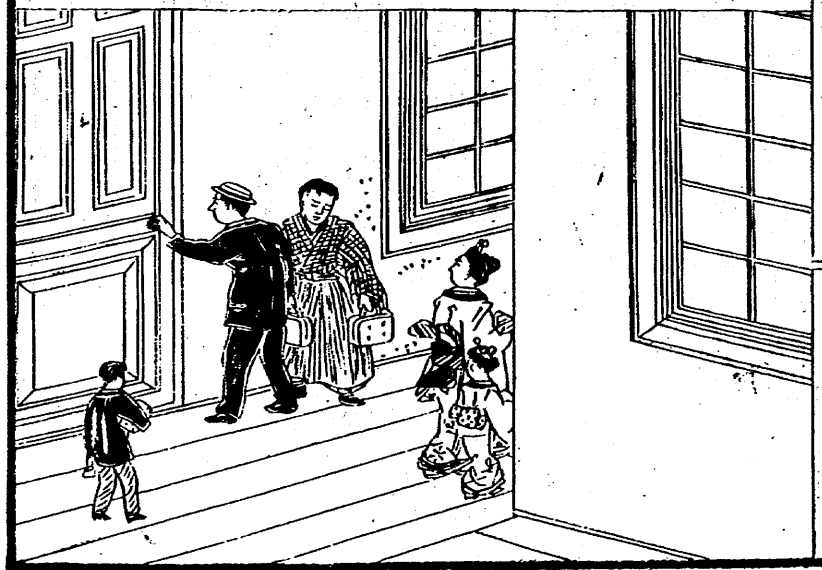
教を受るときは勿論總て我意我慢を
出さべからず教場より己の意を述べ
と欲せば右の手を揚げて其意を知ら
しめ教師の許可を受けて後れたわか
よ言すべし

第十一條

教師は告げずして
みだりな教場の出
入をなすべからず

第十二條

障子襖の開閉は静
になし書物器械ハ
叮嚀し取扱ひ破損
せざる様又行厨ハ



静に食し人と湯茶を争ひ或ハ衣服な
ど濡さぬ様注意すべし

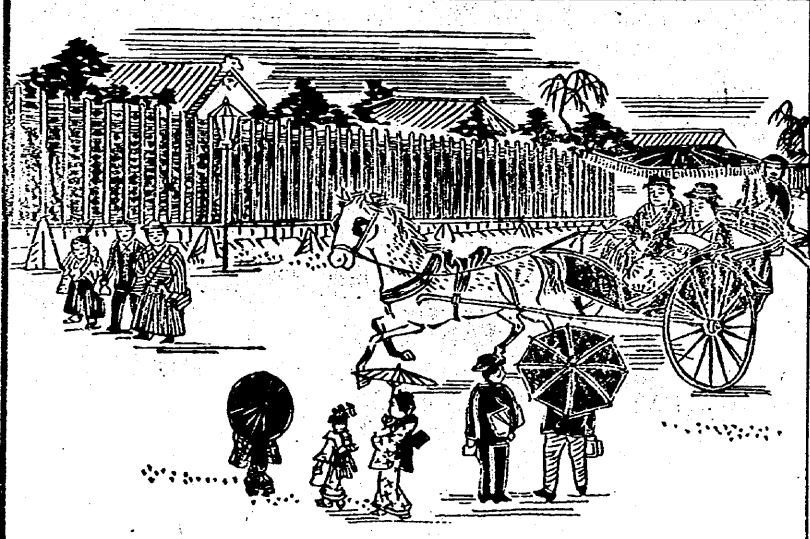
第十三條

教場は於書籍石盤等を出し納れする
ときハ響の聞えざる様に注意し又壁
塀其他の物へ濫書し又ハ外見雑談を
なすべからず

第十四條

學校に往返する途中に於て遊び戯るべからず若車馬等に行逢ふときは其通り過るを待ち決して其前を馳過ぐべからず

第十五條



自宅へ歸りたるときと他出するときは其由を尊長に告げ敬禮をなすべし但學校より歸りたるときは必日課優劣表を尊長に示さべし

第十六條

雨天のときは別して傘はきものを取揃へ置き退校のとき錯亂なき様注意すべし

第十七條

學文をなすとも身體健康ならざれば其詮なかるべし常ニ左の條件を守りて自ら病を招くべからず

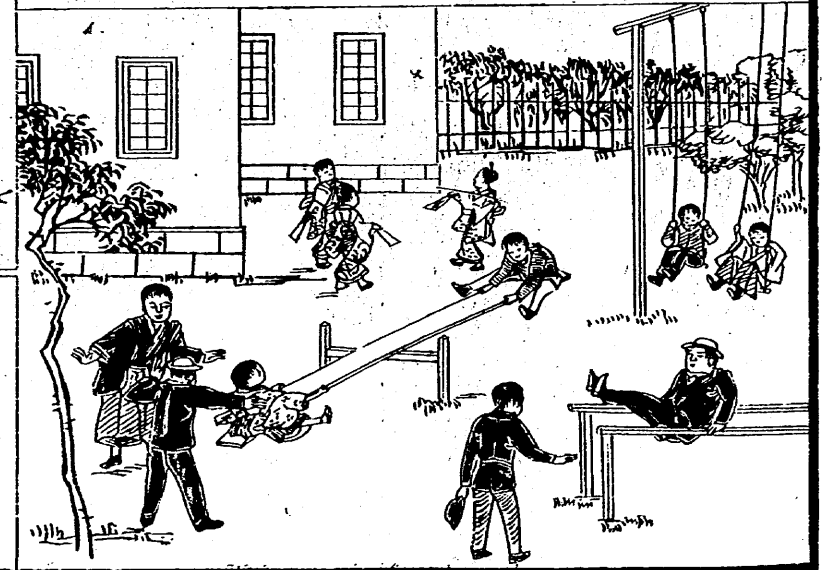
- 第一 課業畢る毎に體操場へ出て運動をなすべし
- 第二 運動をおもむとも奔走するこゝと度に過ぐべからず

第三 熱き湯茶

を強く飲むべからず

第四 字を寫し

算を學ぶに體を曲げ胸を屈



むべからず

第五 雨天は傘なくして歩行をべ

からず

第六 冠物なくして炎天を冒し跣

足よりして雪中を行くべから

ず

第十八條

急よ覺えんとするときは却て忘れ易

きものなれば一事を覺えて後一事に

移る様に心掛くべし

第十九條

覺え惡とて決して倦み怠るべからず

怠らず勉強するときは自然に覺ゆる

ものなり

但其日は教を受しことハ退校の後

尊長の前より復讀を爲すべし

第二十條

朋友と睦しく交り
決して不敬不遜の
振舞あるべからず
又人を誹謗すべか
らず

第二十一條

人より争を仕懸と



も決して之と争ふべからず其由を教
師に告て指示を受くべし

第二十二條

尊敬すべき人又ハ知己の人と出逢と
きは敬禮をなすべし

魏刻人

青木榮次郎

小學生徒心得終

第一大区八小區
銀座三丁目六番地

